

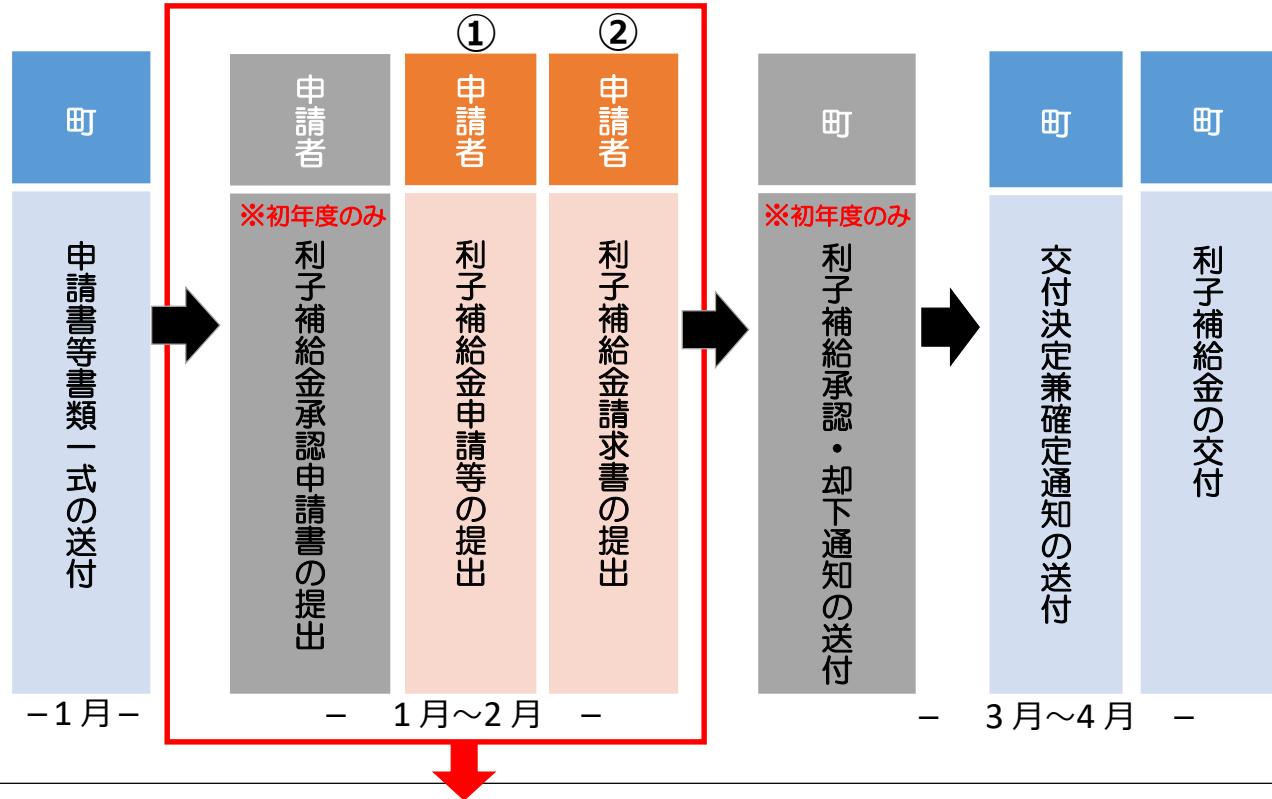
令和2年度に利子補給の対象となる融資を受けた事業者の皆さん

令和7年中に
支払った利子
をお返しします

内子町新型コロナウイルス感染症対策資金 「利子補給」手続きのご案内

内子町では、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金「県独自枠」を利用して融資を受けた事業者の方に対して、利子補給を行います。内容をご確認のうえ、利子補給を受けるための申請手続きをお願いします。

～申請の流れ～



○ 申請期間：令和8年1月9日（金）～令和8年2月27日（金）まで

○ 提出書類：利子補給金交付申請書兼実績報告書一式

- (1) 利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）
- (2) 町税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 返済事実が確認できる書類

令和7年中（1月～12月）に支払った利子額が分かるもの

※該当期間の通帳の写し又は金融機関が発行する支払証明書等

- (5) 利子補給金請求書（様式第7号）
- (6) 振込口座の通帳の写し（前回と同じ口座の場合は省略可）
- (7) 申請書類チェックリスト

● 提出・問い合わせ先 ※提出は郵送でも構いません…令和8年2月27日（金）×当日消印有効

内子町役場（内子分庁） 町並・地域振興課 商工観光班 利子補給金申請受付係

住所：〒791-3392 内子町内子1515番地

電話：0893-44-2118 メール：machinami-g@town.uchiko.ehime.jp

～融資制度についての参考資料～

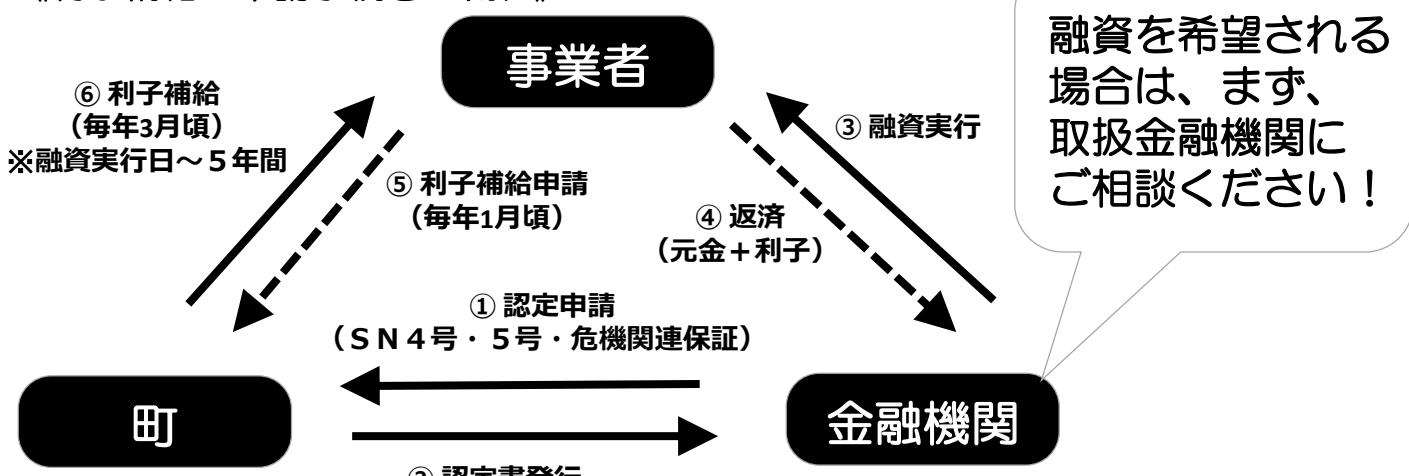
内子町新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給事業（5年間実質無利子）

愛媛県が創設した「新型コロナウイルス感染症対策資金」の融資を受けた方は、
内子町が5年間、全額利子を補給します。※愛媛県負担分を除く

制度の概要

対象者	・令和2年度に内子町において、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の規定による認定を受け、愛媛県「新型コロナウイルス感染症対策資金（全国統一枠は除く）」を利用し融資を受けた方 ・町内に住所又は事業所を有し、かつ町税に滞納がない方
利子補給対象期間	融資実行日から <u>最長5年間</u>
利子補給補助率	対象期間中の利子：1.0%以内 ※内子町が全額負担（愛媛県負担分を除く）
保証料率	0.7%又は0.8%
資金用途	※愛媛県が全額負担 連転資金
融資限度額	5,000万円
融資期間	7年以内（うち据置期間1年以内）
取扱期間	令和2年4月6日から令和3年3月31日まで

《利子補給の申請手続きの流れ》



(補足) ④完済まで
⑤,⑥は毎年度（最大5回）

本制度は内子町HPに掲載しております。
内子町 新型コロナウイルス感染症関連で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



<問い合わせ先>

内子町町並・地域振興課 商工観光班 TEL: 0893-44-2118